

平成30年7月豪雨による災害に係る対応について

■ 協会けんぽにおける平成30年7月豪雨の被災者に対する費用負担等の措置（平成30年12月19日時点）

事項	内容	30/7/5		30/10/10		31/2/28	
医療機関等における一部負担金等の支払の免除	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関等の窓口での支払の免除を平成30年10月31日までとしていたが、被災状況等を鑑みて、平成31年2月28日まで延長（※）。						
任意継続保険料の納付猶予	被保険者からの申出に基づき、平成30年7月分（納付期限7月10日）、平成30年8月分（納付期限8月10日）及び平成30年9月分（納付期限9月10日）の保険料の納付の猶予を行っていたが、平成30年10月10日で終了。						

（※）平成31年1月以降、免除を受けるためには、保険証のほか、協会けんぽが発行する免除証明書を病院や薬局の窓口で提示する必要がある。このため、協会けんぽでは、平成30年11月から免除証明書を発行している。また、一部負担金等の免除対象となる加入者が、既に病院や薬局の窓口で一部負担金を支払っている場合は、申請により還付する。